

○所沢市スマートハウス化推進補助金交付要綱

平成31年 3 月29日 要綱

改正

令和元年 7 月 1 日 要綱

令和 2 年 3 月30日 要綱

令和 3 年 3 月31日 要綱

令和 3 年 9 月27日 要綱

令和 4 年 3 月31日 要綱

令和 5 年 3 月31日 要綱

令和 5 年10月10日 要綱

令和 6 年 3 月29日 要綱

令和 6 年 7 月 1 日 要綱

令和 7 年 3 月31日 要綱

所沢市スマートハウス化推進補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギーの活用又は省エネルギーの推進に資する事業を実施する市民、事業者、自治会等に対し、予算の範囲内において所沢市スマートハウス化推進補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、本市における脱炭素化の促進を図り、もって地球温暖化を防止することを目的とする。

2 第3条第1項第6号及び第7号の補助対象事業の実施に関しては、次に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(1) 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）

交付要綱（令和4年3月30日付け環政計発第2203301号）

(2) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日付け環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。）

(3) 環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日環境会発第080515002号）

3 第1項の補助金の交付に関しては、所沢市補助金等交付規則（昭和55年規則第20号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー 太陽光、風力、水力、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマス等をエネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。
- (2) 省エネルギー エネルギーを効率的に使用することで、石油、電気等のエネルギー使用量を抑制することをいう。
- (3) 脱炭素化 社会経済活動その他の活動に伴って発生する地球温暖化の最大の原因と言われる二酸化炭素の排出を実質ゼロにすることをいう。
- (4) 自治会等 地縁に基づき形成された自治組織で、自治会、町内会及びマンション管理組合をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 家庭用 自らが居住する市内の住宅に次条第1項第1号に規定する補助対象事業を実施する個人であって、補助金の請求時において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されているもの
- (2) 自治会・管理組合用 自らが管理し、及び運営する市内の地域集会施設又は共同住宅の共用部分において次条第1項第2号に規定する補助対象事業を実施する自治会等であるもの
- (3) 事業者用 自らが業を営み、又は活動する市内の事業所等において次条第1項第3号に規定する補助対象事業を実施する個人又は法人（次に掲げる者を除く。）
 - ア 埼玉県地球温暖化対策推進条例（平成21年埼玉県条例第9号）第12条に規定する事業者として同条の規定の適用を受ける者
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を営む者
 - ウ 暴力団員（所沢市暴力団排除条例（平成24年条例第32号）第2条第2号の暴力団員をいう。）及び暴力団関係者（同条例第3条第2項の暴力団関係者をいう。）である者

(4) 入浴介助サービス実施事業者用 前号に該当する事業者のうち、次のいずれかに定める施設において入浴の介助を行い、次条第1項第4号に規定する補助対象事業を実施するもの

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院及び診療所

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設（通所及び入所によるものに限る。）

ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス及び同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスを行う施設（通所及び入所によるものに限る。）

エ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第1項に規定する老人居宅生活支援事業を行う施設（通所及び入所によるものに限る。）及び同法第29条に規定する有料老人ホーム

オ その他市長が認める施設

(5) 初期費用ゼロ円太陽光実施事業者用 所沢市初期費用ゼロ円太陽光事業登録制度実施要領（令和5年4月1日施行。以下「実施要領」という。）第12条の規定による登録を受けた者であって、次条第1項第5号に規定する補助対象事業を実施するもの

(6) 重点対策加速化事業家庭用 自らが居住する市内の住宅に次条第1項第6号に規定する補助対象事業を実施する個人であって、補助金の請求時において、住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録されているもの

(7) 重点対策加速化事業事業者用 自らが業を営み、又は活動する市内の事業所等において次条第1項第7号に規定する補助対象事業を実施する個人又は法人（次に掲げる者を除く。）

ア 埼玉県地球温暖化対策推進条例（平成21年埼玉県条例第9号）第12条に規定する事業者として同条の規定の適用を受ける者

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を営む者

ウ 暴力団員（所沢市暴力団排除条例（平成24年条例第32号）第2条第2号の暴力

団員をいう。)及び暴力団関係者(同条例第3条第2項の暴力団関係者をいう。)である者

- 2 第1項の規定にかかわらず、補助金の申請時及び実績報告時において市税(所沢市税条例(昭和25年告示第76号)第3条に掲げる税目をいい、所沢市国民健康保険税条例(昭和32年告示第157号)第1条に規定する国民健康保険税を含む。以下同じ。)の滞納があるもの及び同一年度内にこの要綱に基づく補助金と対象となる物が同じである他の本市の補助金の交付を受けているものは、補助対象者としなない。
- 3 第1項第6号及び第7号の規定にかかわらず、次条に規定する補助対象事業と補助の対象を同じくする国庫補助金を原資とする他の補助金等の交付を受けたことがある、又は受けようとするものは、第1項第6号及び第7号の補助対象者としなない。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、再生可能エネルギーの活用又は省エネルギーの推進に資する事業とし、その補助対象項目、種類及び補助対象要件は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 家庭用 別表第1第1号
- (2) 自治会・管理組合用 別表第1第2号
- (3) 事業者用 別表第1第3号
- (4) 入浴介助サービス実施事業者用 別表第1第4号
- (5) 初期費用ゼロ円太陽光実施事業者用 別表第1第5号
- (6) 重点対策加速化事業家庭用 別表第1第6号
- (7) 重点対策加速化事業事業者用 別表第1第7号

- 2 補助対象事業に係る経費(以下「補助対象経費」という。)、補助金額及び補助金の上限額は、別表第2のとおりとする。
- 3 種類(別表第1第1号に掲げる種類をいう。以下この条において同じ。)のうち、エコハウス(長期優良住宅、低炭素建築物、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(以下「ZEH」という。))又はZEH Orientedのいずれかのものをいう。)に係る補助金は、当該エコハウスについて、重ねて交付しない。
- 4 同一年度内において別表第2第6号の補助金の交付の決定を受けたときは、次に掲げる種類に係る補助金は、重ねて交付しない。同一年度内において次に掲げる種類に

係る補助金の交付の決定を受けた場合における別表第2第6号の補助金の交付についても、同様とする。

- (1) 太陽光発電システム
- (2) 蓄電池（リチウムイオン電池）

5 補助対象経費の合計の金額が自治会・管理組合用にあつては15万円未満、事業者用にあつては100万円未満であるものは、補助金の交付の対象としない。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により申請を行わなければならない。

- (1) 別表第1第1号に掲げる補助対象事業（次号に掲げる補助対象事業を除く。）
所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書（家庭用）（様式第1号）に別表第3第1号に掲げる補助対象項目の区分に応じ、それぞれに定める必要書類を添付して市長に事前に申請しなければならない。
- (2) 別表第1第1号に掲げる補助対象事業であつて、次に掲げる補助対象項目に該当する事業 所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書兼請求書（家庭用）（様式第2号）に、別表第3第1号に掲げる補助対象項目の区分に応じ、それぞれに定める必要書類を添付して市長に当該事業実施後速やかに申請しなければならない。

ア 創エネ・蓄エネ機器

イ エコカー充給電設備（V2H）

ウ 電気自動車（EV）

エ 燃料電池自動車（FCV）

- (3) 別表第1第2号に掲げる補助対象事業（次号に掲げる補助対象事業を除く。）
所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書（自治会・管理組合用）（様式第3号）に、別表第3第2号高効率機器の部に定める必要書類を添付して市長に事前に申請しなければならない。
- (4) 別表第1第2号に掲げる補助対象事業であつて、次に掲げる補助対象項目に該当する事業 所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書兼請求書（自治会・管理組合用）（様式第3号の2）に、別表第3第2号に掲げる補助対象項目の区分に

応じ、それぞれに定める必要書類を添付して市長に当該事業実施後速やかに申請しなければならない。

ア 太陽光発電システム

イ 太陽熱利用システム（ソーラーシステム）

ウ 蓄電池

(5) 別表第1第3号及び第4号に掲げる補助対象事業 所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書兼請求書（事業者及び入浴介助サービス実施事業者用）（様式第4号）に、別表第3第3号及び第4号に掲げる補助対象項目の区分に応じ、それぞれに定める必要書類を添付して市長に当該事業実施後速やかに申請しなければならない。

(6) 別表第1第5号に掲げる補助対象事業 所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書（初期費用ゼロ円太陽光実施事業者用）（様式第5号）に、別表第3第5号に掲げる必要書類を添付して市長に事前に申請しなければならない。

(7) 別表第1第6号に掲げる補助対象事業 所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書（重点対策加速化事業家庭用）（様式第5号の2）に、別表第3第6号に掲げる必要書類を添付して市長に事前に申請しなければならない。ただし、令和7年4月1日から同年6月30日までの間に着手した補助対象事業については、市長が別に定める日までに申請する場合に限り、事後に申請することができるものとする。

(8) 別表第1第7号に掲げる補助対象事業 所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書（重点対策加速化事業事業者用）（様式第5号の3）に、別表第3第7号に掲げる必要書類を添付して市長に事前に申請しなければならない。ただし、令和7年4月1日から同年6月30日までの間に着手した補助対象事業については、市長が別に定める日までに申請する場合に限り、事後に申請することができるものとする。

2 補助金の申請を行うことができる期間は、毎年度市長が別に定める。

3 第1項の規定による申請は、家庭用にあつては別表第1第1号に掲げる補助対象項目の区分ごとに1年度につき1回限り、自治会・管理組合用、事業者用、入浴介助サービス実施事業者用、重点対策加速化事業家庭用及び重点対策加速化事業事業者用にあつては1年度につき1回限り、初期費用ゼロ円太陽光実施事業者用にあつては別表

第1第5号に掲げる補助対象項目の設置場所の所在地ごとに1年度につき1回限りとする。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、当該申請に係る補助金の交付を決定する。

2 市長は、前項の規定に基づく決定をしたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により申請者に通知するものとする。

(1) 前条第1項第1号、第3号及び第6号から第8号まで 所沢市スマートハウス化推進補助金交付決定通知書(様式第6号)

(2) 前条第1項第2号、第4号及び第5号 所沢市スマートハウス化推進補助金交付決定通知書兼振込通知書(様式第7号)

3 市長は、補助金に係る交付の決定において、必要と認めるときは条件を付することができる。

(交付決定事業の変更)

第7条 前条第2項第1号の通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、交付の決定を受けた補助対象事業(以下「交付決定事業」という。)の内容を変更しようとするときは、所沢市スマートハウス化推進補助金変更承認申請書(様式第8号)に必要書類を添付して、あらかじめ市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときはこれを審査し、承認の可否を決定し、所沢市スマートハウス化推進補助金変更承認(不承認)決定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(廃止等の届出)

第8条 交付決定者は、交付決定事業を中止し、又は廃止しようとするときは、所沢市スマートハウス化推進補助金廃止等届出書(様式第10号)によりあらかじめ市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、交付決定事業が完了したときは、当該交付決定事業の完了後30日以内又は市長が別に定める期日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める実績報告書兼請求書に、別表第4に掲げる補助対象項目の区分に応じ、それぞれに定める必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

ない。

- (1) 第5条第1項第1号 所沢市スマートハウス化推進補助金実績報告書兼請求書（家庭用）（様式第11号）
 - (2) 第5条第1項第3号 所沢市スマートハウス化推進補助金実績報告書兼請求書（自治会・管理組合用）（様式第12号）
 - (3) 第5条第1項第6号 所沢市スマートハウス化推進補助金実績報告書兼請求書（初期費用ゼロ円太陽光実施事業者用）（様式第14号）
 - (4) 第5条第1項第7号 所沢市スマートハウス化推進補助金実績報告書兼請求書（重点対策加速化事業家庭用）（様式第14号の2）
 - (5) 第5条第1項第8号 所沢市スマートハウス化推進補助金実績報告書兼請求書（重点対策加速化事業事業者用）（様式第14号の3）
- （補助金額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書兼請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、その報告に係る事業が補助金の交付決定の内容と適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、所沢市スマートハウス化推進補助金額確定通知書兼振込通知書（様式第15号）により通知するものとする。

（補助金の支払）

第11条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに、指定された金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

- (1) 第5条第1項第1号、第3号及び第6号から第8号までに掲げる補助対象事業
前条の規定による補助金額の確定をした日から起算して30日
- (2) 第5条第1項第2号、第4号及び第5号に掲げる補助対象事業 第6条第1項
の規定による補助金の交付の決定をした日から起算して30日

（補助金の交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助金の交付を受けたものが次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（補助金の返還）

第13条 市長は、別表第1第6号又は第7号に掲げる補助対象事業に対する補助金の交付決定を取り消した場合において、交付決定事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 市長は、第10条の規定による補助金の額の確定をした場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

3 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、第1項の返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(加算金)

第14条 交付決定者は、第12条及び前条第1項の規定により補助対象事業（別表第1第6号又は第7号に掲げる補助対象事業に限る。）に対する補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和38年法律第179号）第19条第1項に規定された割合と同率で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付決定者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、当該納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金に充てられたものとする。

3 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金の全部又は一部を免除することができる。

(延滞金)

第15条 交付決定者は、別表第1第6号又は第7号に掲げる補助対象事業に対する補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を納付しなければならない。

2 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(報告)

第16条 補助金の交付を受けたものは、市長の求めがあったときは、実施した補助対象事業の効果等について報告するものとする。

(補助金の交付を受けた者の遵守事項財産管理等)

第17条 第5条第1項第1号から第5号までに掲げる補助対象事業の補助金の交付を受けたものは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実施した補助対象事業により取得した財産等については、当該補助対象事業の完了の日から5年間は、善良な管理者の注意をもって当該財産等を適正に管理すること。
- (2) 市長の承認を受けずに、実施した補助対象事業により取得した財産等を譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該補助対象事業の完了の日から5年間の経過したときは、この限りでない。
- (3) 補助金に係る関係書類等は、実施した補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。

2 第5条第1項第6号に掲げる補助対象事業の補助金の交付を受けたものは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実施した補助対象事業により取得した財産等を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しないこと。
- (2) 補助金に係る関係書類等は、実施した補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から10年間保存すること。
- (3) 前号の関係書類等の保存期間が満了しない間に解散又は廃業をする場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は市長)に当該書類を引き継ぐこと。

3 第5条第1項第7号又は第8号に掲げる補助対象事業の補助金の交付を受けたものは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める財産処分制限期間内において、実施した補助対象事業により取得した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(廃棄を含む)てはならない。

ア 太陽光発電設備 17年

イ 蓄電池 6年

- (2) 補助金に係る関係書類等は、前号に掲げる財産処分制限期間内において、保存すること。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和元年7月1日要綱)

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日要綱)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の所沢市スマートハウス化推進補助金交付要綱の規定により令和元年度までに補助金の交付を受けているネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）にあつては、令和2年度における補助金の交付の対象としない。

附 則 (令和3年3月31日要綱)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月27日要綱)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にある改正前の所沢市スマートハウス化推進補助金交付要綱の規定に基づき作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (令和4年3月31日要綱)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日要綱)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年10月10日要綱)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年10月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の所沢市スマートハウス化推進補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の補助金の交付の申請について適用し、同日前の補助金の交付の申請については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年3月29日要綱)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の所沢市スマートハウス化推進補助金交付要綱の規定に基づき作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (令和6年7月1日要綱)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の所沢市スマートハウス化推進補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の補助金の交付の申請について適用し、同日前の補助金の交付の申請については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年3月31日要綱)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の所沢市スマートハウス化推進補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る所沢市スマートハウス化推進補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る所沢市スマートハウス化推進補助金の交付については、なお従前の例による。

別表第1（第4条、第5条関係）

（1） 家庭用

補助対象項目	種類	補助対象要件（新築又は新品に限り、自作品は不可とする。）
創エネ・蓄エネ機器	エコハウス（長期優良住宅）	次の要件を全て満たすこと。 ア 令和4年10月1日以降に長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に定める長期優良住宅の認定申請を行い、認定を受けているものであること。 イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下この表において「土砂災害防止法」という。）に定める土砂災害特別警戒区域に立地しないもの。
	エコハウス（低炭素建築物）	次の要件を全て満たすこと。 ア 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に定める低炭素建築物の認定を受けているものであること。 イ 土砂災害防止法に定める土砂災害特別警戒区域に立地しないもの。
	エコハウス（ZEH）	次の要件を全て満たすこと。 ア 国が実施するZEHの推進に向けた支援事業の交付決定を受けているもの又は建築物のエネルギー性能を表示する第三者認証（BELS）において、ZEHの評価・認証を受けているものであること。 イ 建築物のエネルギー性能を表示する第

		三者認証（BELS）において、再生可能エネルギーを加えた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率が75%以上であること。 ウ 土砂災害防止法に定める土砂災害特別警戒区域に立地しないもの。
	エコハウス（ZEHOriented）	次の要件を全て満たすこと。 ア 国が実施するZEHの推進に向けた支援事業の交付決定を受けているもの又は建築物のエネルギー性能を表示する第三者認証（BELS）において、ZEHの評価・認証を受けているものであること。 イ 土砂災害防止法に定める土砂災害特別警戒区域に立地しないもの。
	太陽光発電システム	次の要件を全て満たすこと。 ア 日本産業規格（JIS規格）又はそれに準じた認証等を受けたものであること。 イ 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているものであること。 ウ 電力会社との電力受給契約に基づき電力の受給を行うものであること。ただし、電力会社との電力受給契約を締結しないことを市長が適当と認めるときは、この限りでない。 エ 設置する太陽電池モジュールの公称最大出力が1kW以上のものであること。
	太陽熱利用システム	強制循環式で、日本産業規格（JISA

	(ソーラーシステム)	4112) に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有すること。また、蓄熱槽がある場合は、日本産業規格(J I S A 4113) に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有すること。
	地中熱利用システム (ヒートポンプシステム)	次の要件を全て満たすこと。 ア 冷暖房のエネルギー消費効率(C O P) が3. 0以上であること。 イ 地中熱交換器(熱交換井を含む。)が適切な深度又は総延長を有し、十分な採熱又は放熱ができること。
	地中熱利用システム (空気循環)	地中熱パイプ又はダクトが適切な深度又は総延長を有し、十分な採熱又は放熱ができること。
	コージェネレーションシステム(家庭用燃料電池)	経済産業省資源エネルギー庁による燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金の補助対象機器として認められたものであること。
	蓄電池(リチウムイオン電池)	一般社団法人環境共創イニシアチブが実施するネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業(以下「Z E H支援事業」という。)の補助対象機器として登録されているものであること。
エコリフォーム	開口部の断熱改修のうち外窓の設置又は交換	少なくとも1の居室全ての外部に面した建具を建具枠とともに設置し、又は交換するもので、当該窓の熱貫流率が $3.5\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下であること。この場合においては、合わせてトイレ、脱衣所又は浴室を同一条件で改修することができる。

	開口部の断熱改修のうち内窓の設置	少なくとも1の居室全ての外部に面した既存の建具の内側に内窓を設置するもので、熱貫流率が $3.5\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下であること。この場合においては、合わせてトイレ、脱衣所又は浴室を同一条件で改修することができる。
	開口部の断熱改修のうちガラスの交換	少なくとも1の居室全ての外部に面した既存の窓ガラスのガラス部分のみを交換するもので、当該ガラスの中央部の熱貫流率が $3.5\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下であること。この場合においては、合わせてトイレ、脱衣所又は浴室を同一条件で改修することができる。
	開口部の断熱改修のうち玄関ドアの交換	外部に面した玄関ドア（対象住宅の主たる出入り口）を交換する工事で、当該ドアの熱貫流率が $3.5\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下であること。
	床の断熱改修	少なくとも1の居室の床（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第1条第1項第2号イ（1）（i）に規定する外皮のうち床をいう。以下同じ。）全面を施工するもので、改修後の断熱材の熱抵抗値が住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号。以下「熱損失防止等基準」という。）で規定された基準値以上であること。

	壁の断熱改修	少なくとも1の居室の壁（省令第1条第1項第2号イ(1)(i)に規定する外皮のうち壁をいう。以下同じ。）全面を施工するもので、改修後の断熱材の熱抵抗値が熱損失防止等基準で規定された基準値以上であること。
	天井・屋根の断熱改修	少なくとも1の居室の天井・屋根（省令第1条第1項第2号イ(1)(i)に規定する外皮のうち天井及び屋根をいう。以下同じ。）全面を施工するもので、改修後の断熱材の熱抵抗値が熱損失防止等基準で規定された基準値以上であること。
	屋根の遮熱塗装	日本産業規格（J I S K5675）に適合した塗料又は同等の性能を有する塗料を屋根の全面に施工すること。
エコカー充給電設備（V2H）	—	一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金の補助対象機器として登録されているエコカー充給電設備であること。
電気自動車（EV）	—	一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金の補助対象機器として登録されている電気自動車であること。
燃料電池自動車（FCV）	—	一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金の補助対象機器として登録されている燃料電池自動車であること。

備考

- 1 「エコハウス」とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に定める長期優良住宅の認定を受けた住宅、都市の低炭素化の促進に関する法律に定める低炭素建築物の認定を受けた住宅、外皮の断熱性能の大幅な向上及び高効率な設備・システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現するとともに、再生可能エネルギーを導入し、年間の一次エネルギーの収支が零となることを目指した住宅又はZEHを指向した先進的な住宅として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた住宅（都市部狭小地に建築された住宅に限る。）のことをいう。
- 2 「エコリフォーム」とは、既存住宅の一部の断熱改修又は省エネルギー設備への交換を行うことにより、住まいの省エネルギー性能を向上させ、環境にやさしく快適な住まい、健康的な暮らしを実現するリフォームのことをいう。
- 3 「太陽光発電システム」とは、太陽電池を利用することにより、太陽光を受けて発電する設備のことをいう。
- 4 「太陽熱利用システム」とは、太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯等に利用するシステムのことをいう。
- 5 「地中熱利用システム」とは、年間を通して安定した温度の地中熱（地下水熱を含む。）を熱源とし、空調又は給湯等に利用するシステムのことをいう。
- 6 「コージェネレーションシステム」とは、発電時に発生する排熱を給湯、冷暖房等に利用する家庭用コージェネレーションシステムのことをいい、都市ガス、LPガス、灯油等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電を行うコージェネレーションシステム（燃料電池）のことをいう。
- 7 「蓄電池」とは、再生可能エネルギー等により発電した電力又は夜間電力等を利用して繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時等必要に応じて電気を活用することができるシステムのことをいい、リチウムイオンの電極間移動による酸化・還元をすることで電気的エネルギーを供給する高性能な充電式の蓄電池のことをいう。
- 8 「エコカー充電設備（V2H）」とは、電気自動車等と住宅間の充電電を行う設備のことをいう。
- 9 「電気自動車（EV）」とは、バッテリー（蓄電池）に蓄えた電気でモーターを回転させて走り、ガソリンのみを利用する車に比べ、環境への負荷が小さ

い自動車のことをいう。

- 10 「燃料電池自動車（F C V）」とは、車載の水素と空気中の酸素を反応させて燃料電池を発電し、その電気でモーターを回転させて走り、ガソリンのみを利用する車に比べ、環境への負荷が小さい自動車のことをいう。

（２） 自治会・管理組合用

補助対象項目	種類	補助対象要件（新品に限る。）
太陽光発電システム		次の要件を全て満たすこと。 ア 日本産業規格（J I S 規格）又はそれに準じた認証等を受けたものであること。 イ 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているものであること。 ウ 電力会社と電力受給契約に基づき電力の受給を行うものであること。 エ 設置する太陽電池モジュールの公称最大出力が1 k W以上のものであること。
太陽熱利用システム（ソーラーシステム）		強制循環式で、日本産業規格（J I S A 4112）に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有すること。また、蓄熱槽がある場合は、日本産業規格 J I S A 4113）に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有すること。
蓄電池	リチウムイオン電池	次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 一般社団法人環境共創イニシアチブが実施するZ E H支援事業の補助対象機器として登録されているものであること。 イ アと同等以上の機能を有するものであること。

高効率機器	給湯又は空調	次のいずれかの要件を満たすこと。ただし、自治会及び町内会が設置する場合に限る。 ア エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づいて定められた令和7年3月1日時点以降で有効のエネルギー消費性能等の判断の基準の達成率100%以上の設備であること。 イ 経済産業省資源エネルギー庁所管「省エネルギー投資促進支援事業費補助金（Ⅲ）設備単独型」において補助対象設備として登録・公表されていること。 ウ 既存機器のエネルギー使用量と比べて10%以上のエネルギー使用量を削減するものであること。
-------	--------	--

備考

- 1 「太陽光発電システム」とは、太陽電池を利用することにより、太陽光を受けて発電するシステムのことをいう。
- 2 「太陽熱利用システム（ソーラーシステム）」とは、太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯等に利用するシステムのことをいう。
- 3 「蓄電池」とは、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を利用して繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時等必要に応じて電気を活用することができるシステムのことをいい、リチウムイオンの電極間移動による酸化・還元をすることで電氣的エネルギーを供給する高性能な充電式の蓄電池のことをいう。
- 4 「高効率機器」とは、給湯又は空調を用途とする機器で、かつ、既存機器のエネルギー使用量と比べてエネルギー使用量を削減する機器のことをいう。

（３） 事業者用

補助対象項目	種類	補助対象要件（新品に限る。）
--------	----	----------------

太陽光発電システム	余剰売電型太陽光発電システム（エネルギー管理システム） （以下この表、別表第2第3号、別表第3第3号及び別表第4第3号において「EMS」という。）又は蓄電池を設置しているものに限る。）	太陽光発電設備についてはア及びイ、EMSについてはウ、蓄電池についてはエの要件を満たすこと。 ア 日本産業規格（JIS規格）又はそれに準じた認証等を受けたものであること。 イ 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているものであること。 ウ エネルギー使用量を計測し、及び蓄積し、「見える化」が図られているものであること。 エ 据置型（定置型）であること。ただし、家庭用蓄電池は、一般社団法人環境共創イニシアチブが実施するZEH支援事業の補助対象機器として登録されているものであること。
	自家消費型太陽光発電システム（EMS）又は蓄電池を設置しているものに限る。）	太陽光発電設備についてはア及びイ、EMSについてはウ、蓄電池についてはエの要件を満たすこと。 ア 日本産業規格（JIS規格）又はそれに準じた認証等を受けたものであること。 イ 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているものであること。 ウ エネルギー使用量を計測し、及び蓄積し、「見える化」が図られているものであること。

		エ 据置型（定置型）であること。ただし、家庭用蓄電池は、一般社団法人環境共創イニシアチブがZEH支援事業の補助対象となる機器として登録していること。
営農型太陽光発電システム（ソーラーシェアリング）		ア 日本産業規格（JIS規格）又はそれに準じた認証等を受けたものであること。 イ 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているものであること。 ウ 継続可能で収益が見込める営農計画を立てていること。 エ 営農に適した日射量が確保できる計画となっていること。 オ パネル架台の支柱は、農作業を効率的に行える高さ又は間隔が確保されていること。 カ 支柱部分について、農地の一時転用許可を受けていること。 キ 発電事業が継続できなくなった場合の撤去費用又は農地の原形復旧、損害等の取扱いが明確であること。

備考

- 1 「太陽光発電システム」とは、太陽光発電設備に、EMS又は蓄電池を加えたものをいう。
- 2 「エネルギー管理システム」とは、電力使用量等を自動で実測しエネルギーの見える化を図るとともに、エネルギー使用の効率化及び電力需要の制御を図るシステムのことをいう。
- 3 「蓄電池」とは、再生可能エネルギー等により発電した電力又は夜間電力等

を利用して繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時等必要に応じて電気を活用することができるシステムのことをいい、リチウムイオンの電極間移動による酸化・還元をすることで電氣的エネルギーを供給する高性能な充電式の蓄電池のことをいう。

4 「太陽光発電設備」とは、太陽電池を利用することにより、太陽光を受けて発電する設備のことをいう。

5 「自家消費型太陽光発電システム」とは、太陽光発電システムのうち当該発電設備を設置した施設において、当該発電設備から得られたエネルギーの全量を自ら消費するものをいう。

6 「余剰売電型太陽光発電システム」とは、太陽光発電システムのうち当該発電設備を設置した施設において、当該発電設備から得られたエネルギーを自ら消費及び売電するものをいう。

7 「営農型太陽光発電システム（ソーラーシェアリング）」とは、農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置し、農業と発電事業を同時に行うことをいう。

（４） 入浴介助サービス実施事業者用

補助対象項目	種類	補助対象要件（新品に限る。）
太陽熱利用システム（ソーラーシステム）	—	強制循環式で、日本産業規格（J I S A 4112）に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有すること。また、蓄熱槽がある場合は、日本産業規格（J I S A 4113）に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有すること。

備考

「太陽熱利用システム」とは、太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯等に利用するシステムのことをいう。

（５） 初期費用ゼロ円太陽光実施事業者用

補助対象項目	種類	補助対象要件
太陽光発電システム	太陽光発電設備	ア 実施要領に基づき登録を受けた初期費

ム		用ゼロ円太陽光として設置するものであること。
	太陽光発電設備及び蓄電池を同時に設置するもの	イ 住宅等の所有者と登録事業プランを提供する事業者との間で登録事業プランに係る契約が締結され、設置工事が行われるものであること。 ウ 住宅等の所有者が市税を滞納していないこと。

備考

- 1 「太陽光発電システム」とは、太陽光発電設備又は太陽光発電設備に蓄電池を加えたものをいう。
- 2 「太陽光発電設備」とは、太陽電池を利用することにより、太陽光を受けて発電する設備のことをいう。
- 3 「蓄電池」とは、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を利用して繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時等必要に応じて電気を活用することができるシステムのことをいい、リチウムイオンの電極間移動による酸化・還元をすることで電氣的エネルギーを供給する高性能な充電式の蓄電池のことをいう。
- 4 「初期費用ゼロ円太陽光」とは、住宅等の所有者が負担する初期費用が不要であるリース又は電力販売による太陽光発電システムを設置する事業（屋根借り及び太陽光発電システムの販売（割賦販売等を含む。）に係るものを除く。）をいう。
- 5 「住宅等」とは、市内に所在する次に掲げる建築物をいう。
 - ア 生活の用に供する戸建ての住宅又は共同住宅（ウに該当する建築物を除く。）
 - イ 店舗、事務所、営業所、倉庫又は工場等であって、事業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第14号に規定する発電事業を除く。）が行われているもの（ウに該当する建築物を除く。）
 - ウ 生活の用に供する部分とイの事業の用に供する部分が併用されている建

築物

エ 柱及び屋根又は柱、屋根及び壁で構成された車庫

6 「登録事業プラン」とは、実施要領に基づき登録された初期費用ゼロ円太陽光のプランのことをいう。

7 新築の住宅等に設置する場合にあっては、引渡し日を設置工事の開始日とみなすことができる。

(6) 重点対策加速化事業家庭用

補助対象項目	種類	補助対象要件（新品に限る。）
太陽光発電システム	太陽光発電設備	次の要件を全て満たすこと。 ア 日本産業規格（J I S規格）又はそれに準じた認証等を受けたものであること。 イ 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているものであること。 ウ 電力会社との電力受給契約に基づき電力の受給を行うものであること。ただし、電力会社との電力受給契約を締結しないことを市長が適当と認めるときは、この限りでない。 エ 設置する太陽電池モジュールの公称最大出力が1 k W以上のものであること。 オ 一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）の認証等を受けたものであること。 カ 停電時においても電力供給を継続する機能を有するものであること。 キ 第三者所有型である電力購入契約（以下「P P Aモデル」という。）又はリース契約での導入としないこと。

		ク 第17条第3項第1号に規定する財産処分制限期間を経過するまでの間、温室効果ガス排出削減効果について、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）実施要綱（平成25年4月17日付け経済産業省・環境省・農林水産省策定）に基づくJ-クレジット制度（以下「J-クレジット制度」という。）への登録を行わないこと。 ケ 国実施要領別紙2の2. 交付対象事業の内容ア屋根置きなど自家消費型の太陽光発電(ア)太陽光発電設備（自家消費型）の表の交付要件の項中aからdまで及びgを全て満たすものであること。
太陽光発電設備及び蓄電池を同時に設置するもの	太陽光発電設備についてはアからケまで、蓄電池についてはキ及びコからシまでを満たすこと。	ア 日本産業規格（JIS規格）又はそれに準じた認証等を受けたものであること。 イ 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているものであること。 ウ 電力会社との電力受給契約に基づき電力の受給を行うものであること。ただし、電力会社との電力受給契約を締結しないことを市長が適当と認めるときは、この限りでない。

		エ 設置する太陽電池モジュールの公称最大出力が1 k W以上のものであること。 オ 一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）の認証等を受けたものであること。 カ 停電時においても電力供給を継続する機能を有するものであること。 キ P P Aモデル又はリース契約での導入としないこと。 ク 第17条第3項第1号に規定する財産処分制限期間を経過するまでの間、温室効果ガス排出削減効果について、J ークレジット制度への登録を行わないこと。 ケ 国実施要領別紙2の2. 交付対象事業の内容ア屋根置きなど自家消費型の太陽光発電(ア)太陽光発電設備（自家消費型）の表の交付要件の項中 a から d まで及び g を全て満たすものであること。 コ 4,800 A h ・セル未満であること。 サ 取得価格が蓄電容量1.0 k W h 当たり12.5万円以下（工事費を含み、消費税及び地方消費税を除く。）となるように努めること。 シ 国実施要領別紙2の2. 交付対象事業の内容ア屋根置きなど自家消費型の太陽光発電(イ)蓄電池の表の交付要件の項中 a から c まで及び h から m までを全て満たすものであること。
--	--	---

備考

- 1 「太陽光発電システム」とは、太陽光発電設備又は太陽光発電設備に蓄電池

を加えたものをいう。

2 「太陽光発電設備」とは、太陽電池を利用することにより、太陽光を受けて発電する設備のことをいう。

3 「蓄電池」とは、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を利用して繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時等必要に応じて電気を活用することができるシステムのことをいい、リチウムイオンの電極間移動による酸化・還元をすることで電氣的エネルギーを供給する高性能な充電式の蓄電池のことをいう。

(7) 重点対策加速化事業事業者用

補助対象項目	種類	補助対象要件（新品に限る。）
余剰売電型太陽光発電システム	太陽光発電設備又はエネルギー管理システム（以下この表、別表第2第7号、別表第3第7号及び別表第4第7号において「EMS」という。）を同時に設置するもの	太陽光発電設備についてはアからオまで、EMSについてはカ、蓄電池についてはウ及びキからケまでの要件を満たすこと。 ア 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の認証等を受けたものであること。 イ 停電時においても電力供給を継続する機能を有するものであること。 ウ PPAモデル又はリース契約での導入としないこと。
	太陽光発電設備又は蓄電池を同時に設置するもの	エ 第17条第3項第1号に規定する財産処分制限期間を経過するまでの間、温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。
	太陽光発電設備、EMS及び蓄電池を同時に設置するもの	オ 国実施要領別紙2の2. 交付対象事業の内容ア屋根置きなど自家消費型の太陽光発電(ア)太陽光発電設備（自家消費型）の表の交付要件の項中aからdまで及びgを全て満たすものであること。
自家消費型太陽光発電システム	太陽光発電設備及びEMSを同時に設置しているもの	カ エネルギー使用量を計測し、及び蓄積
	太陽光発電設備及び	

	蓄電池を同時に設置するもの	し、「見える化」が図られているものであること。
	太陽光発電設備、EMS及び蓄電池を同時に設置するもの	キ 4,800A h・セル未満のものについては、取得価格が蓄電容量1.0kWh当たり12.5万円以下（工事費を含み、消費税及び地方消費税を除く。）、4,800A h・セル以上のものについては、取得価格が蓄電容量1.0kWh当たり11.9万円以下（工事費を含み、消費税及び地方消費税を除く。）となるように努めること。 ク 国実施要領別紙2の2. 交付対象事業の内容ア屋根置きなど自家消費型の太陽光発電(イ)蓄電池の表の交付要件の項中aからcまで（4,800A h・セル未満のものについてはaからcまで及びhからmまで）を全て満たすものであること。 ケ 4,800A h・セル以上のものについては、埼玉西部消防組合火災予防条例（平成25年条例第38号）第13条に規定する安全基準を遵守するものであること。

備考

- 1 「太陽光発電システム」とは、太陽光発電設備にEMS若しくは蓄電池を加えたもの又は太陽光発電設備にEMS及び蓄電池を加えたものをいう。
- 2 「エネルギー管理システム」とは、電力使用量等を自動で実測しエネルギーの見える化を図るとともに、エネルギー使用の効率化及び電力需要の制御を図るシステムのことをいう。
- 3 「蓄電池」とは、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を利用して繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時等必要に応じて電気を活用することができるシステムのことをいい、リチウムイオンの電極間移

動による酸化・還元をすることで電氣的エネルギーを供給する高性能な充電式の蓄電池のことをいう。

4 「太陽光発電設備」とは、太陽電池を利用することにより、太陽光を受けて発電する設備のことをいう。

5 「自家消費型太陽光発電システム」とは、太陽光発電設備のうち当該発電設備を設置した施設において、当該発電設備から得られたエネルギーの全量を自ら消費するものをいう。

6 「余剰売電型太陽光発電システム」とは、太陽光発電システムのうち当該発電設備を設置した施設において、当該発電設備から得られたエネルギーを自ら消費及び売電するものをいう。

別表第2（第4条関係）

（1） 家庭用

補助対象項目	種類	補助対象経費	補助金額	上限額
創エネ・蓄エネ機器	エコハウス（長期優良住宅）	①設備費（補助対象事業の実施に必要な設備、建築材料の購入に要する費用） ②工事費	5万円	—
	エコハウス（低炭素建築建築物）	①設備費（補助対象事業の実施に必要な設備及び再生可能エネルギー利用設備） ②工事費	7万円	—
	エコハウス（ZEH）	①設備費（高断熱外皮、空調設	10万円	—

		備、換気設備及び再生可能エネルギー利用設備) ②工事費		
	エコハウス (Z E H O r i e n t e d)	①設備費 (高断熱外皮、空調設備、換気設備) ②工事費	5 万円	—
	太陽光発電システム	①機器費 ア 太陽電池モジュール イ インバータ・保護装置 (パワーコンディショナ) ウ 架台 エ 配管配線器具 ②設置工事費	発電出力 1 k W 当たり 3 万円	15万円
	太陽熱利用システム (ソーラーシステム)	①機器費 ア 集熱器 イ 貯湯ユニット ウ 蓄熱槽 エ 架台 オ 配管配線器具 ②設置工事費	集熱面積 1 m ² 当たり 2 万円	12万円

	地中熱利用システム (ヒートポンプシステム)	①機器費 ア 採熱パイプ イ ヒートポンプ ウ 循環ポンプ エ リモコン オ 配管配線器具 ②設置工事費	25万円	—
	地中熱利用システム (空気循環)	①機器費 ア 熱交換パイプ イ ファンユニット ウ 空気循環ユニット エ 配管配線器具 ②設置工事費	25万円	—
	コージェネレーションシステム (家庭用燃料電池)	①機器費 ア 燃料電池ユニット イ 貯湯ユニット ウ リモコン エ 配管配線器具 ②設置工事費	10万円	—
	蓄電池 (リチウムイオン)	①機器費	蓄電容量 1 k	24万円

	ン電池)			ア 蓄電池部 イ 電力変換装置 ウ 配管配線器具 ②設置工事費	Wh 当たり 3 万円	
エコリフォーム	開口部の断熱改修のうち外窓の設置又は交換	大	2.8㎡以上	①材料費 ア 窓ガラス	1 か所当たり 1 万円	30万円
		中	1.6㎡以上	イ 窓枠 ウ サッシ	1 か所当たり 8,000円	
			2.8㎡未満	エ ドア オ 断熱材		
		小	0.1㎡以上	カ 断熱パネル キ 遮熱塗料	1 か所当たり 6,000円	
			1.6㎡未満	ク 節水型トイレ		
		大	2.8㎡以上	ケ 高断熱浴槽 コ その他工事	1 か所当たり 9,000円	
	開口部の断熱改修のうち内窓の設置	中	1.6㎡以上	に必要な材料 ②工事費	1 か所当たり 7,000円	
		小	2.8㎡未満			
			0.1㎡以上		1 か所当たり 5,000円	
	開口部の断熱改修のうちガ	大	1.4㎡以上		1 か所当たり 8,000円	
		中	0.8㎡		1 か所当たり	

	ラスの交換		以上 1.4㎡ 未満		5,000円	
		小	0.1㎡ 以上 0.8㎡ 未満		1 か所当たり 3,000円	
	開口部の断熱改修のうち玄関ドアの交換				1 か所当たり 4万円	
	床の断熱改修				(1) 1階の 床全面を施工する場合 6万円 (2) 床を1 居室単位で 施工する場合 1㎡当たり 1,000円 (上限6万円)	
					(1) 壁全面 を施工する場合 10万円 (2) 壁を1 居室単位で 施工する場合 1㎡当たり 1,000円 (上限10万円)	

			円)	
	天井・屋根の断熱改修		1 m ² 当たり400 円	
	屋根の遮熱塗装		3 万円	
エコカー充給電 設備 (V 2 H)	—	①機器費 ア 電力充給電 設備 イ 必要不可欠 な附属機器 ②設置工事費	5 万円	—
電気自動車 (E V)	—	車両本体購入費	5 万円	—
燃料電池自動車 (F C V)	—	車両本体購入費	5 万円	—

備考

- この表の補助対象項目及び種類の欄に掲げる用語の意義については、別表第1第1号の規定の例による。
- 「発電出力」とは、太陽電池の最大出力（システムを構築する太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方の値をいう。
- 創エネ・蓄エネ機器で、同一年度内に重点対策加速化事業家庭用の補助金の交付を申請し、又は交付決定を受けている場合、重点対策加速化事業家庭用に係る補助金額のうち、太陽光発電設備については発電出力1 kW当たり3万円（上限15万円）を、蓄電池については蓄電容量1 kWh当たり3万円（上限24万円）を、上限額から差し引くものとする。
- 18歳未満を含む三世代が同居し、日常生活を営んでいる場合、補助金額及び上限額の10%を加算する。
- 小規模登録事業者（所沢市スマートハウス化推進補助制度小規模事業者登録制度実施要領（平成31年4月1日施行）第4条第2項に規定する登録者をいう。

以下「小規模登録事業者」という。)が施工した場合、補助金額及び上限額の3%を加算する。

6 再生可能エネルギー比率50%以上の電力プランを使用している場合、補助金額及び上限額の20%を加算する。

7 加算措置は、併用することができる。

8 エコリフォームを除き、補助対象経費が補助金額を下回る場合、実費支給とする。

9 補助金額に千円未満の額が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(2) 自治会・管理組合用

補助対象項目	種類	補助対象経費	補助金額	上限額
太陽光発電システム		①機器費 ア 太陽電池モジュール イ インバータ・保護装置（パワーコンディショナ） ウ 架台 エ 配管配線器具 オ カラーモニター カ データ集約機器 キ 通信機器 ク 制御装置 ケ モニター装置 コ 計測機器 サ 必要不可欠な付属機器	補助対象経費の2分の1	100万円

		②設置工事費 ア 設計費 イ 材料費 ウ 労務費 エ 機器搬入費 オ その他市長が認める経費		
太陽熱利用システム（ソーラーシステム）		①機器費 ア 集熱器 イ 貯湯ユニット ウ 蓄熱槽 エ 架台 オ 配管配線器具 カ 必要不可欠な附属機器 ②設置工事費 ア 設計費 イ 材料費 ウ 労務費 エ 機器搬入費 オ その他市長が認める経費	補助対象経費の2分の1	
蓄電池	リチウムイオン電池	①機器費 ア 蓄電池部 イ 電力変換装置 ウ 配管配線器具 エ 必要不可欠な附属機器 ②設置工事費	補助対象経費の2分の1	

		ア 設計費 イ 材料費 ウ 労務費 エ 機器搬入費 オ その他市長が認める経費		
高効率機器	給湯又は空調	①機器費 ア 設備機器 イ 必要不可欠な附属機器 ②設置工事費 ア 設計費 イ 材料費 ウ 労務費 エ 機器搬入費 オ その他市長が認める経費	補助対象経費の2分の1	

備考

- この表の補助対象項目の欄に掲げる用語の意義については、別表第1第2号の規定の例による。
- 再生可能エネルギー比率50%以上の電力プランを使用している場合、補助金額及び上限額を20%加算する。
- 補助金額に千円未満の額が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(3) 事業者用

補助対象項目	種類	補助対象経費	補助金額	上限額
太陽光発電システム	余剰売電型太陽光発電システム（EMS又は蓄電池を設置しているものに限る。）	太陽光発電設備についてはアからウまで、ス及びセ、EMSについては	補助対象経費の10分の1	200万円

		エからケまで及び セ、蓄電池につい てはコからセまで に係る経費 ①機器費 ア 太陽電池モジ ュール イ インバータ・ 保護装置（パワ ーコンディショ ナー） ウ 架台 エ カラーモニタ ー オ データ集約機 器 カ 通信機器 キ 制御装置 ク モニター装置 ケ 計測機器 コ 蓄電池ユニッ ト サ 蓄電池部 シ 電力変換装置 ス 配管配線器具 セ 必要不可欠な 附属機器 ②設置工事費 ア 設計費		
--	--	---	--	--

		イ 材料費 ウ 雑材料費 エ 労務費 オ 機器搬入費 カ 消耗品費 キ その他市長が 認める経費		
	自家消費型太陽光発電システム（EMS 又は蓄電池を設置しているものに限る。）	太陽光発電設備についてはアからウ まで、ス及びセ、EMSについては エからケまで及びセ、蓄電池につい てはコからセまでに係る経費 ①機器費 ア 太陽電池モジュール イ インバータ・保護装置（パワーコンディショナー） ウ 架台 エ カラーモニター オ データ集約機器 カ 通信機器 キ 制御装置	補助対象経費の 5分の1	

		ク モニター装置 ケ 計測機器 コ 蓄電池ユニット サ 蓄電池部 シ 電力変換装置 ス 配管配線器具 セ 必要不可欠な 附属機器 ②設置工事費 ア 設計費 イ 材料費 ウ 雑材料費 エ 労務費 オ 機器搬入費 カ 消耗品費 キ その他市長が 認める経費		
営農型太陽光発電 システム（ソーラ ーシェアリング）		①機器費 ア 太陽電池モジ ュール イ インバータ・ 保護装置（パワ ーコンディショ ナー） ウ 架台 エ 配管配線器具 オ 必要不可欠な 附属機器		

		②設置工事費 ア 設計費 イ 材料費 ウ 雑材料費 エ 労務費 オ 機器搬入費 カ 消耗品費 キ その他市長が 認める経費		
--	--	---	--	--

備考

- この表の補助対象項目の欄に掲げる用語の意義については、別表第1第3号の規定の例による。
- 再生可能エネルギー比率50%以上の電力プランを使用している場合、補助金額及び上限額の20%を加算する。
- 補助金額に千円未満の額が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(4) 入浴介助サービス実施事業者用

補助対象項目	種類	補助対象経費	補助金額	上限額
太陽熱利用システム（ソーラーシステム）		①機器費 ア 集熱器 イ 貯湯ユニット ウ 蓄熱槽 エ 架台 オ 配管配線器具 カ 必要不可欠な 附属機器 ②設置工事費 ア 設計費 イ 材料費 ウ 労務費	補助対象経費の 3分の1	100万円

		エ 機器搬入費 オ その他市長が 認める経費		
--	--	------------------------------	--	--

備考

- 1 この表の補助対象項目の欄に掲げる用語の意義については、別表第1第4号の規定の例による。
- 2 再生可能エネルギー比率50%以上の電力プランを使用している場合、補助金額及び上限額の20%を加算する。
- 3 補助金額に千円未満の額が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(5) 初期費用ゼロ円太陽光実施事業者用

補助対象項目	種類	補助対象経費	補助金額	上限額
太陽光発電システム	太陽光発電設備	契約期間内のサービス利用料金の合計見込額	発電出力1kW当たり3万円	15万円
	太陽光発電設備及び蓄電池を同時に設置するもの	契約期間内のサービス利用料金の合計見込額	太陽光発電設備については発電出力1kW当たり3万円、蓄電池については蓄電容量1kWh当たり3万円	太陽光発電設備については15万円、蓄電池については24万円

備考

- 1 この表の補助対象項目の欄に掲げる用語の意義については、別表第1第5号の規定の例による。
- 2 「サービス利用料金」とは、登録事業プランの実施に当たり、契約者が負担するリース料又は電気使用料をいう。
- 3 「発電出力」とは、太陽電池の最大出力（システムを構築する太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方の値をいう。

- 4 小規模登録事業者が施工した場合、補助金額及び上限額の3%を加算する。
- 5 太陽光発電設備の発電で賄うことができない電力の供給が登録事業プランに含まれている場合において、当該電力プランの再生可能エネルギー比率が50%以上のときは、補助金額及び上限額の20%を加算する。
- 6 補助金額に千円未満の額が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(6) 重点対策加速化事業家庭用

補助対象項目	種類	補助対象経費	補助金額	上限額
太陽光発電システム	太陽光発電設備	①機器費 ア 太陽電池モジュール イ インバータ・保護装置（パワーコンディショナー） ウ 架台 エ 配管配線器具 ②設置工事費	発電出力1kW当たり10万円	50万円
	太陽光発電設備及び蓄電池を同時に設置するもの	①機器費（太陽光発電設備についてはアからウ、蓄電池についてはエからクまでに係る経費） ア 太陽電池モジュール イ インバータ・保護装置（パワーコンディショナー）	太陽光発電設備については発電出力1kW当たり10万円（上限50万円）、蓄電池については補助対象経費の3分の1（上限37.6万円）及び蓄電容量1kWh当たり3万円（上限24万円）	111.6万円

		ナー)	の合計額	
		ウ 架台		
		エ 蓄電池部		
		オ 電力変換装置		
		カ 特定負荷分電 盤		
		キ 配管配線器具		
		ク 必要不可欠な 附属機器		
		②設置工事費		

備考

- この表の補助対象項目の欄に掲げる用語の意義については、別表第1第6号の規定の例による。
 - 「発電出力」とは、太陽電池の最大出力（システムを構築する太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方の値をいう。
 - 18歳未満を含む三世代が同居し、日常生活を営んでいる場合、太陽光発電設備については発電出力1kW当たり3万円を乗じた額の10%を、蓄電池については蓄電容量1kWh当たり3万円を乗じた額の10%を補助金額及び上限額にそれぞれ加算する。
 - 小規模登録事業者が施工した場合、太陽光発電設備については発電出力1kW当たり3万円を乗じた額の3%を、蓄電池については蓄電容量1kWh当たり3万円を乗じた額の3%を補助金額及び上限額にそれぞれ加算する。
 - 再生可能エネルギー比率50%以上の電力プランを使用している場合、太陽光発電設備については発電出力1kW当たり3万円を乗じた額の20%を、蓄電池については蓄電容量1kWh当たり3万円を乗じた額の20%を補助金額及び上限額にそれぞれ加算する。
 - 補助金額に千円未満の額が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- (7) 重点対策加速化事業事業者用

補助対象項目	種類	補助対象経費	補助金額	上限額
余剰売電型太陽光発電システム	太陽光発電設備及びEMSを同時に設置するもの	①機器費 ア 太陽電池モジュール イ インバータ・保護装置（パワーコンディショナー） ウ 架台 エ 配管配線器具 オ カラーモニター カ データ集約機器 キ 通信機器 ク 制御装置 ケ モニター装置 コ 計測機器 サ 必要不可欠な附属機器 ②設置工事費 ア 設計費 イ 材料費 ウ 雑材料費 エ 労務費 オ 機器搬入費 カ 消耗品費 キ 直接経費 ク 共通仮設費	補助対象経費の10分の1（上限200万円）及び発電出力1kW当たり5万円（上限100万円）の合計額	300万円

		ケ 付帯工事費 コ 機械器具費 サ 測量及び試験費 シ その他市長が認める経費		
太陽光発電設備及び蓄電池を同時に設置するもの	①機器費（太陽光発電設備についてはアからエまで及びケ、蓄電池についてはエからクまでに係る経費） ア 太陽電池モジュール イ インバータ・保護装置（パワーコンディショナー） ウ 架台 エ 配管配線器具 オ 蓄電池ユニット カ 蓄電池部 キ 電力変換装置 ク 必要不可欠な附属機器 ②設置工事費（太陽光発電設備に	太陽光発電設備については補助対象経費の10分の1（上限200万円）及び発電出力1kW当たり5万円（上限100万円）の合計額、蓄電池については補助対象経費の3分の1（上限額85.3万円）	385.3万	円

		についてはアからカ及びシ、蓄電池についてはア、エ及びキからシまでに係る経費) ア 設計費 イ 材料費 ウ 雑材料費 エ 労務費 オ 機器搬入費 カ 消耗品費 キ 直接経費 ク 共通仮設費 ケ 付帯工事費 コ 機械器具費 サ 測量及び試験費 シ その他市長が認める経費		
太陽光発電設備、EMS及び蓄電池を同時に設置するもの	①機器費（太陽光発電設備についてはアからエまで及びセ、EMSについてはオからコまで及びセ、蓄電池についてはエ及びサからセまでに係る	太陽光発電設備及びEMSについては補助対象経費の10分の1（上限200万円）及び発電出力1kW当たり5万円（上限100万円）の合計額、	385.3万	円

		る経費) ア 太陽電池モジュール イ インバータ・保護装置 (パワーコンディショナー) ウ 架台 エ 配管配線器具 オ カラーモニター カ データ集約機器 キ 通信機器 ク 制御装置 ケ モニター装置 コ 計測機器 サ 蓄電池ユニット シ 蓄電池部 ス 電力変換装置 セ 必要不可欠な附属機器 ②設置工事費 (太陽光発電設備及びEMSについてはアからカ及びシ、蓄電池についてはア、エ	蓄電池については補助対象経費の3分の1 (上限85.3万円)	
--	--	--	--------------------------------	--

		及びキからシまでに係る経費) ア 設計費 イ 材料費 ウ 雑材料費 エ 労務費 オ 機器搬入費 カ 消耗品費 キ 直接経費 ク 共通仮設費 ケ 付帯工事費 コ 機械器具費 サ 測量及び試験費 シ その他市長が認める経費		
自家消費型太陽光発電システム	太陽光発電設備及びEMSを同時に設置するもの	①機器費 ア 太陽電池モジュール イ インバータ・保護装置（パワーコンディショナー） ウ 架台 エ 配管配線器具 オ カラーモニター カ データ集約機器	補助対象経費の5分の1（上限200万円）及び発電出力1kW当たり5万円（上限100万円）の合計額	300万円

		キ 通信機器 ク 制御装置 ケ モニター装置 コ 計測機器 サ 必要不可欠な 附属機器 ②設置工事費 ア 設計費 イ 材料費 ウ 雑材料費 エ 労務費 オ 機器搬入費 カ 消耗品費 キ 直接経費 ク 共通仮設費 ケ 付帯工事費 コ 機械器具費 サ 測量及び試験 費 シ その他市長が 認める経費		
	太陽光発電設備及び蓄電池を同時に設置するもの	①機器費（太陽光発電設備についてはアからエまで及びク、蓄電池についてはエからクまでに係る経費） ア 太陽電池モジ	太陽光発電設備については補助対象経費の5分の1（上限200万円）及び発電出力1kW当たり5万円（上限100万円）の合計	385.3万円

		ユーロ インバータ・保護装置（パワーコンディショナー） 架台 配管配線器具 蓄電池ユニット 蓄電池部 電力変換装置 必要不可欠な附属機器 ②設置工事費（太陽光発電設備についてはアからカ及びシ、蓄電池についてはア、エ及びキからシまでに係る経費） 設計費 材料費 雑材料費 労務費 機器搬入費 消耗品費 直接経費 共通仮設費	額、蓄電池については補助対象経費の3分の1（上限額85.3万円）	
--	--	---	---	--

		ケ 付帯工事費 コ 機械器具費 サ 測量及び試験費 シ その他市長が認める経費		
	太陽光発電設備、EMS及び蓄電池を同時に設置するもの	①機器費（太陽光発電設備についてはアからエまで及びセ、EMSについてはオからコまで及びセ、蓄電池についてはエ及びサからセまでに係る経費） ア 太陽電池モジュール イ インバータ・保護装置（パワーコンディショナー） ウ 架台 エ 配管配線器具 オ カラーモニター カ データ集約機器 キ 通信機器	太陽光発電設備及びEMSについては補助対象経費の5分の1（上限200万円）及び発電出力1kW当たり5万円（上限100万円）の合計額、蓄電池については補助対象経費の3分の1（上限額85.3万円）	385.3万円

		ク 制御装置 ケ モニター装置 コ 計測機器 サ 蓄電池ユニット シ 蓄電池部 ス 電力変換装置 セ 必要不可欠な 附属機器 ②設置工事費（太陽光発電設備及びEMSについてはアからカ及びシ、蓄電池についてはア、エ及びキからシまでに係る経費） ア 設計費 イ 材料費 ウ 雑材料費 エ 労務費 オ 機器搬入費 カ 消耗品費 キ 直接経費 ク 共通仮設費 ケ 付帯工事費 コ 機械器具費 サ 測量及び試験費		
--	--	--	--	--

		シ その他市長が 認める経費		
--	--	-------------------	--	--

備考

- 1 この表の補助対象項目の欄に掲げる用語の意義については、別表第1第7号の規定の例による。
- 2 「発電出力」とは、太陽電池の最大出力（システムを構築する太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方の値をいう。
- 3 再生可能エネルギー比率50%以上の電力プランを使用している場合、余剰型太陽光発電システムについては補助対象経費を10で除して得た額の20%を、自家消費型発電システムについては補助対象経費を5で除して得た額の20%を補助金額及び上限額にそれぞれ加算する。
- 4 補助金額に千円未満の額が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

別表第3（第5条関係）

（1）家庭用

補助対象項目	種類	必要書類
創エネ・蓄エネ機器	エコハウス（長期優良住宅）	ア 交付申請（請求）額を計算する書類 イ 事業概要書 ウ 事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの エ 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し オ 施工写真（建物全景の写真） カ 長期優良住宅に係る認定書類一式（認定申請書、工事完了報告書等） キ 年間一次エネルギー消費削減量を示す計算書 ク 同意書（申請者以外の所有者がいる場合に限る。）

		ケ その他市長が必要と認める書類
	エコハウス（低炭素建築物）	ア 交付申請（請求）額を計算する書類 イ 事業概要書 ウ 事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの エ 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し オ 施工写真（建物全景の写真） カ 低炭素建築物に係る認定書類一式（計画認定通知書及び工事完了報告書） キ 年間一次エネルギー消費削減量を示す計算書 ク 同意書（申請者以外の所有者がいる場合に限る。） ケ その他市長が必要と認める書類
	エコハウス（Z E H 及びZ E H O r i e n t e d）	ア 交付申請（請求）額を計算する書類 イ 事業概要書 ウ 事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの エ 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し オ 施工写真（建物全景の写真） カ 国のZ E Hの推進に向けた支援事業に係る認定書類（交付決定通知書等）又は建築物のエネルギー性能を表示する第三者認証（B E L S）評価申請書に基づき施工されたことを証する書類 キ 建築物のエネルギー性能を表示する第三者認証（B E L S）評価書

		ク 年間一次エネルギー消費削減量を示す計算書 ケ 同意書（申請者以外の所有者がいる場合に限る。） コ その他市長が必要と認める書類
	太陽光発電システム	ア 交付申請（請求）額を計算する書類 イ 事業概要書 ウ 補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの エ 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） オ 施工写真（太陽電池モジュール及びパワーコンディショナーの施工後の写真） カ 設置機器の型式が確認できる納品書等の写し キ 機器の性能を証する書類 ク 電力会社との電力受給契約を証する書類の写し（契約内容が確認できるものに限る。） ケ 同意書（申請者以外の所有者がいる場合に限る。） コ その他市長が必要と認める書類
	太陽熱利用システム （ソーラーシステム）	ア 交付申請（請求）額を計算する書類 イ 事業概要書 ウ 補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの エ 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経

		費が確認できるもの) オ 施工写真 (集熱器及び蓄熱槽の施工後の写真) カ 設置機器の型式が確認できる納品書等の写し キ 機器の性能を証する書類 ク 同意書 (申請者以外の所有者がいる場合に限る。) ケ その他市長が必要と認める書類
	地中熱利用システム (ヒートポンプシステム又は空気循環)	ア 交付申請 (請求) 額を計算する書類 イ 事業概要書 ウ 補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの エ 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し (補助対象経費が確認できるもの) オ 施工写真 (設置機器の施工後の写真) カ 設置機器の型式が確認できる納品書等の写し キ 機器の性能を証する書類 ク 地下水採取許可申請書又は地下水採取届出書の写し (地下水採取許可又は地下水採取届出が必要な場合に限る。) ケ 同意書 (申請者以外の所有者がいる場合に限る。) コ その他市長が必要と認める書類
	コージェネレーションシステム (家庭用燃料電池)	ア 交付申請 (請求) 額を計算する書類 イ 事業概要書 ウ 補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できるもの)

		認できる契約書又はこれに代わるもの エ 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） オ 施工写真（設置機器の施工後の写真） カ 設置機器の型式が確認できる納品書等の写し キ 機器の性能を証する書類 ク 同意書（申請者以外の所有者がいる場合に限る。） ケ その他市長が必要と認める書類
	蓄電池（リチウムイオン電池）	ア 交付申請（請求）額を計算する書類 イ 事業概要書 ウ 補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの エ 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） オ 施工写真（蓄電池本体及びパワーコンディショナーの施工後の写真） カ 機器の型式の確認できる納品書等の写し キ 機器の性能を証する書類 ク 同意書（申請者以外の所有者がいる場合に限る。） ケ その他市長が必要と認める書類
エコリフォーム	開口部の断熱改修のうち外窓の設置又は交換	ア 事業計画書 イ 補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの

	開口部の断熱改修のうち内窓の設置	ウ 施工写真（設置箇所の施工前の現況写真）
	開口部の断熱改修のうちガラスの交換	エ 対象物件の施工図面 オ 機器の性能を証する書類 カ 同意書（申請者以外の所有者がいる場合に限る。） キ その他市長が必要と認める書類
	開口部の断熱改修のうち玄関ドアの交換	ア 事業計画書 イ 補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの ウ 施工写真（設置箇所の施工前の現況写真） エ 機器の性能を証する書類 オ 同意書（申請者以外の所有者がいる場合に限る。） カ その他市長が必要と認める書類
	床の断熱改修	ア 事業計画書
	壁の断熱改修	イ 補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの
	天井・屋根の断熱改修	ウ 施工写真（設置箇所の施工前の現況写真）
	屋根の遮熱塗装	エ 対象物件の施工図面 オ 機器の性能を証する書類 カ 同意書（申請者以外の所有者がいる場合に限る。） キ その他市長が必要と認める書類
	エコカー充給電設備（V2H）	ア 交付申請（請求）額を計算する書類 イ 事業概要書 ウ 契約書の写し又はこれに代わるもの

		エ 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） オ 施工写真（V 2 H本体及び充給電ケーブルの施工後の写真） カ 機器の型式が確認できる納品書等の写し キ 同意書（申請者以外の所有者がいる場合に限る。） ク その他市長が必要と認める書類
電気自動車（E V）	—	ア 交付申請（請求）額を計算する書類 イ 事業概要書 ウ 契約書の写し又はこれに代わるもの エ 領収書等販売業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） オ 初度登録年月日が確認できる書類 カ 保管場所標章番号通知書の写し キ 同意書（申請者以外の所有者がいる場合に限る。） ク その他市長が必要と認める書類
燃料電池自動車（F C V）	—	ア 交付申請（請求）額を計算する書類 イ 事業概要書 ウ 契約書の写し又はこれに代わるもの エ 領収書等販売業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） オ 初度登録年月日が確認できる書類 カ 保管場所標章番号通知書の写し

		キ 同意書（申請者以外の所有者がいる場合に限る。） ク その他市長が必要と認める書類
--	--	---

備考

- この表の補助対象項目及び種類の欄に掲げる用語の意義については、別表第1第1号の規定の例による。
- 別表第2第1号の備考4の加算措置の適用を受ける場合は、18歳未満を含む三世代が同居していることを証する書類（住民票の写し等）を添付すること。
- 別表第2第1号の備考6の加算措置の適用を受ける場合は、直近の電気料金の請求書の写し等再生エネルギー比率50%以上の電力プランを使用していることを証する書類を添付すること。

（2）自治会・管理組合用

補助対象項目	種類	必要書類
太陽光発電システム	—	ア 事業概要書 イ 自治会等であることを証する規約の写し又はこれに代わるもの ウ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書） エ 補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの オ 設計図 カ 機器の性能を証する書類 キ 同意書（総会の決議書等同意を得た経緯が分かるものの写し） ク 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） ケ 施工写真（太陽電池モジュール及びパワーコンディショナーの施工後の写真）

		コ 設置機器の型式が確認できる納品書等の写し サ 電力会社との電力受給契約を証する書類の写し（契約内容が確認できるものに限る。） シ その他市長が必要と認める書類
太陽熱利用システム（ソーラーシステム）		ア 事業概要書 イ 自治会等であることを証する規約の写し又はこれに代わるもの ウ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書） エ 補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの オ 設計図 カ 機器の性能を証する書類 キ 同意書（総会の決議書等同意を得た経緯が分かるものの写し） ク 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） ケ 施工写真（集熱器及び蓄熱槽の施工後の写真） コ 設置機器の型式が確認できる納品書等の写し サ 電力会社との電力受給契約を証する書類の写し（契約内容が確認できるものに限る。） シ その他市長が必要と認める書類
蓄電池	リチウムイオン電池	ア 事業概要書

		イ 自治会等であることを証する規約の写し又はこれに代わるもの ウ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書） エ 補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの オ 設計図 カ 機器の性能を証する書類 キ 同意書（総会の決議書等同意を得た経緯が分かるものの写し） ク 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） ケ 施工写真（蓄電池本体及び分電盤の施工後の写真） コ 設置機器の型式が確認できる納品書等の写し サ 電力会社との電力受給契約を証する書類の写し（契約内容が確認できるものに限る。） シ その他市長が必要と認める書類
高効率機器	給湯・空調	ア 事業計画書 イ 自治会又は町内会であることを証する規約の写し又はこれに代わるもの ウ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書） エ 補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの オ 建物全景の写真及び施工前の現況写真

		カ 機器の性能を証する書類 キ 同意書（総会の決議書等同意を得た経緯が分かるものの写し） ク その他市長が必要と認める書類
--	--	---

備考

- 1 この表の補助対象項目の欄に掲げる用語の意義については、別表第1第2号の規定の例による。
- 2 別表第2第2号の備考2の加算措置の適用を受ける場合は、直近の電気料金の請求書の写し等再生エネルギー比率50%以上の電力プランを使用していることを証する書類を添付すること。

（3）事業者用

補助対象項目	種類	必要書類
太陽光発電システム	余剰売電型太陽光発電システム（EMS又は蓄電池を設置するものに限る。）	EMSを設置した場合はアからケまで及びサからセまで、蓄電池を設置した場合はアからクまで及びコからセまでの書類を提出すること。 ア 事業概要書 イ 補助対象事業の実施効果が分かる書類 ウ 法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）、開業届出等事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類の写し エ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書） オ 補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの カ 設計図 キ 機器の性能を証する書類 ク 領収書等販売業者又は施工業者への支

	払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） ケ 施工写真（太陽電池モジュール及びパワーコンディショナー並びにEMSの本体及びカラーモニターの施工後の写真） コ 施工写真（太陽電池モジュール及びパワーコンディショナー並びに蓄電池本体の施工後の写真） サ 設置機器の型式が確認できる納品書等の写し シ 電力会社との電力受給契約を証する書類の写し ス 同意書（申請者以外の所有者がいる場合に限る。） セ その他市長が必要と認める書類
自家消費型太陽光発電システム（EMS又は蓄電池を設置しているものに限る。）	EMSを設置した場合はアからケまで及びサからセまで、蓄電池を設置した場合はアからクまで及びコからセまでの書類を提出すること。 ア 事業概要書 イ 補助対象事業の実施効果が分かる書類 ウ 法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）、開業届出等事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類の写し エ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書） オ 補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの

		カ 設計図 キ 機器の性能を証する書類 ク 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） ケ 施工写真（太陽電池モジュール及びパワーコンディショナー並びにEMSの本体及びカラーモニターの施工後の写真） コ 施工写真（太陽電池モジュール及びパワーコンディショナー並びに蓄電池本体の施工後の写真） サ 設置機器の型式が確認できる納品書等の写し シ 自家消費をしていることが確認できるもの ス 同意書（申請者以外の所有者がいる場合に限る。） セ その他市長が必要と認める書類
営農型太陽光発電システム（ソーラーシェアリング）	—	ア 事業概要書 イ 補助対象事業の実施効果が分かる書類 ウ 法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）及び開業届出等事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類の写し エ 当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書） オ 補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの カ 設計図（平面図・立面図）

	キ 機器の性能を証する書類 ク 同意書（申請者以外の所有者がいる場合に限る。） ケ 設備下部の農地における営農への影響見込みの根拠となる関連データ又は必要な知見を有するものの意見書 コ 営農型太陽光発電設備に関する農地の一時転用許可証 サ 現在までの耕作者を証明する書類（市外で事業を行う者が営農型太陽光発電システムを設置する場合に限る。） シ 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） ス 施工写真（太陽電池モジュール及びパワーコンディショナーの施工中及び施工後の写真） セ 設置機器の型式が確認できる納品書等の写し ソ 電力会社との電力受給契約を証する書類の写し（契約内容が確認できるものに限る、電力系統に接続しない場合は不要とする。） タ 農地の一時転用の完了報告書及び受理書の写し チ その他市長が必要と認める書類
--	---

備考

- 1 この表の補助対象項目の欄に掲げる用語の意義については、別表第1第3号の規定の例による。

- 2 別表第2第3号の備考2の加算措置の適用を受ける場合は、直近の電気料金の請求書の写し等再生エネルギー比率50%以上の電力プランを使用していることを証する書類を添付すること。

(4) 入浴介助サービス実施事業者用

補助対象項目	種類	必要書類
太陽熱利用システム（ソーラーシステム）		ア 事業概要書 イ 補助対象事業の実施効果が分かる書類 ウ 法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）、開業届出等事業者又はその他市長が認める事業者であることを証する書類の写し エ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書） オ 補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの カ 設計図 キ 機器の性能を証する書類 ク 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） ケ 施工写真（集熱器及び蓄熱槽の施工後の写真） コ 設置機器の型式が確認できる納品書等の写し サ 同意書（申請者以外の所有者がいる場合に限る。） シ その他市長が必要と認める書類

備考

- 1 この表の補助対象項目の欄に掲げる用語の意義については、別表第1第4号

の規定の例による。

- 2 別表第2第4号の備考2の加算措置の適用を受ける場合は、直近の電気料金の請求書の写し等再生エネルギー比率50%以上の電力プランを使用していることを証する書類を添付すること。

(5) 初期費用ゼロ円太陽光実施事業者用

補助対象項目	種類	必要書類
太陽光発電システム	太陽光発電設備	ア 事業内容が確認できる契約書の写し イ 住宅等の所有者に提示した見積書の写し ウ 重要事項説明書（様式第16号） エ その他市長が必要と認める書類
	太陽光発電設備及び蓄電池を同時に設置するもの	ア 事業内容が確認できる契約書の写し イ 住宅等の所有者に提示した見積書の写し ウ 重要事項説明書（様式第16号） エ その他市長が必要と認める書類

備考

- 1 この表の補助対象項目の欄に掲げる用語の意義については、別表第1第5号の規定の例による。
- 2 別表第2第5号の備考5の加算措置の適用を受ける場合は、契約する電力プランの再生可能エネルギー率の分かる書類を添付すること。

(6) 重点対策加速化事業家庭用

補助対象項目	種類	必要書類
太陽光発電システム	太陽光発電設備	ア 事業計画書
	太陽光発電設備及び蓄電池を同時に設置するもの	イ 補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できる見積書又はこれに代わるもの ウ 機器の性能を証する書類 エ 誓約書（様式第17号） オ 同意書（申請者以外の所有者がいる場

		合に限る。)
		カ その他市長が必要と認める書類

備考

- 1 この表の補助対象項目の欄に掲げる用語の意義については、別表第1第6号の規定の例による。
- 2 別表第2第6号の備考3の加算措置の適用を受ける場合は、18歳未満を含む三世代が同居していることを証する書類（住民票の写し等）を添付すること。
- 3 別表第2第6号の備考5の加算措置の適用を受ける場合は、直近の電気料金の請求書の写し等再生エネルギー比率50%以上の電力プランを使用していることを証する書類を添付すること。

(7) 重点対策加速化事業事業者用

補助対象項目	種類	必要書類
余剰売電型太陽光発電システム	太陽光発電設備及びEMSを同時に設置するもの	ア 事業計画書 イ 法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）、開業届出等事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類の写し
	太陽光発電設備及び蓄電池を同時に設置するもの	ウ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書）
	太陽光発電設備、EMS及び蓄電池を同時に設置するもの	エ 補助対象経費の内訳及び事業内容が確認できる見積書又はこれに代わるもの
自家消費型太陽光発電システム	太陽光発電設備及びEMSを同時に設置しているもの	オ 市税の滞納がないことを確認できる書類 カ 機器の性能を証する書類
	太陽光発電設備及び蓄電池を同時に設置するもの	キ 誓約書（様式第17号） ク 同意書（申請者以外の所有者がいる場合に限る。）
	太陽光発電設備、EMS及び蓄電池を同	ケ その他市長が必要と認める書類

	時に設置するもの	
--	----------	--

備考

- この表の補助対象項目の欄に掲げる用語の意義については、別表第1第7号の規定の例による。
- 別表第2第7号の備考3の加算措置の適用を受ける場合は、直近の電気料金の請求書の写し等再生エネルギー比率50%以上の電力プランを使用していることを証する書類を添付すること。

別表第4（第9条関係）

（1）家庭用

補助対象項目	種類	必要書類
エコリフォーム	開口部の断熱改修のうち外窓の設置又は交換	ア 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの）
	開口部の断熱改修のうち内窓の設置	イ 施工写真（設置箇所の施工中及び施工後の写真）
	開口部の断熱改修のうちガラスの交換	ウ 設置機器の型式が確認できる納品書等の写し
	開口部の断熱改修のうち玄関ドアの交換	エ その他市長が必要と認める書類
	床の断熱改修	
	壁の断熱改修	
	天井・屋根の断熱改修	
	屋根の遮熱塗装	

備考

- この表の補助対象項目及び種類の欄に掲げる用語の意義については、別表第1第1号の規定の例による。
 - 断熱改修については、断熱材の厚みが分かるものを添付すること。
- （2）自治会・管理組合用

補助対象項目	種類	必要書類
高効率機器	給湯又は空調	ア 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） イ 施工写真（設置機器の施工中及び施工後の写真） ウ 設置機器の型式が確認できる納品書等の写し エ その他市長が必要と認める書類

備考 この表の補助対象項目の欄に掲げる用語の意義については、別表第1第2号の規定の例による。

（３） 削除

（４） 削除

（５） 初期費用ゼロ円太陽光実施事業者用

補助対象項目	種類	必要書類
太陽光発電システム	太陽光発電設備	ア 太陽光発電設備の施工写真（設置個所の施工前の写真及び施工後の写真） ※電力系統に接続する場合は電力会社との電力受給契約を証する書類の写しでも可 イ その他市長が必要と認める書類
	太陽光発電設備及び蓄電池を同時に設置するもの	ア 太陽光発電設備の施工写真（設置個所の施工前の写真及び施工後の写真） ※電力系統に接続する場合は電力会社との電力受給契約を証する書類の写しでも可 イ 蓄電池の施工写真（型番が確認できるもの並びに設置個所の施工前の写真及び施工後の写真）

		ウ その他市長が必要と認める書類
--	--	------------------

備考 この表の補助対象項目の欄に掲げる用語の意義については、別表第1第5号の規定の例による。

(6) 重点対策加速化事業家庭用

補助対象項目	種類	必要書類
太陽光発電システム	太陽光発電設備	ア 事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの イ 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） ウ 施工写真（太陽電池モジュール及びパワーコンディショナーの施工後の写真） エ 設置機器の型式が確認できる納品書等の写し オ 電力会社との電力受給契約を証する書類の写し（契約内容が確認できるものであって、電力受給契約を締結した場合に限る。） カ その他市長が必要と認める書類
	太陽光発電設備及び蓄電池を同時に設置するもの	ア 事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの イ 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） ウ 施工写真（太陽電池モジュール及びパワーコンディショナー並びに蓄電池本体の施工後の写真） エ 設置機器の型式が確認できる納品書等の写し

		オ 電力会社との電力受給契約を証する書類の写し（契約内容が確認できるものであって、電力受給契約を締結した場合に限る。） カ その他市長が必要と認める書類
--	--	--

備考 この表の補助対象項目の欄に掲げる用語の意義については、別表第1第6号の規定の例による。

（７）重点対策加速化事業事業者用

補助対象項目	種類	必要書類
余剰売電型太陽光発電システム	太陽光発電設備及びEMSを同時に設置するもの	ア 事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの イ 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） ウ 施工写真（太陽電池モジュール及びパワーコンディショナー並びにEMSの本体及びカラーモニターの施工後の写真） エ 設置機器の型式が確認できる納品書等の写し オ 電力会社との電力受給契約を証する書類の写し カ その他市長が必要と認める書類
	太陽光発電設備及び蓄電池を同時に設置するもの	ア 事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの イ 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） ウ 施工写真（太陽電池モジュール及びパワーコンディショナー並びに蓄電池本体

		の施工後の写真) エ 設置機器の型式が確認できる納品書等の写し オ 電力会社との電力受給契約を証する書類の写し カ その他市長が必要と認める書類
	太陽光発電設備、EMS及び蓄電池を同時に設置するもの	ア 事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの イ 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） ウ 施工写真（太陽電池モジュール及びパワーコンディショナー、EMSの本体及びカラーモニター並びに蓄電池本体の施工後の写真） エ 設置機器の型式が確認できる納品書等の写し オ 電力会社との電力受給契約を証する書類の写し カ その他市長が必要と認める書類
自家消費型太陽光発電システム	太陽光発電設備及びEMSを同時に設置するもの	ア 事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの イ 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） ウ 施工写真（太陽電池モジュール及びパワーコンディショナー並びにEMSの本体及びカラーモニターの施工後の写真） エ 設置機器の型式が確認できる納品書等

		の写し オ 自家消費していることが確認できるもの カ その他市長が必要と認める書類
太陽光発電設備及び蓄電池を同時に設置するもの	ア 事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの イ 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） ウ 施工写真（太陽電池モジュール及びパワーコンディショナー並びに蓄電池本体の施工後の写真） エ 設置機器の型式が確認できる納品書等の写し オ 自家消費をしていることが確認できるもの カ その他市長が必要と認める書類	
太陽光発電設備、EMS及び蓄電池を同時に設置するもの	ア 事業内容が確認できる契約書又はこれに代わるもの イ 領収書等販売業者又は施工業者への支払が確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） ウ 施工写真（太陽電池モジュール及びパワーコンディショナー、EMSの本体及びカラーモニター並びに蓄電池本体の施工後の写真） エ 設置機器の型式が確認できる納品書等の写し オ 自家消費していることが確認できるもの	

		の カ その他市長が必要と認める書類
--	--	-----------------------

備考 この表の補助対象項目の欄に掲げる用語の意義については、別表第1第7号の規定の例による。